

# 子どもの居場所等の緊急支援活動助成事業「緊急支援活動実施団体への支援金交付事業」 募集要項

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行による社会的影響により(以下、「コロナ禍」という)、日常生活に困難を抱える子どものいる生活困窮家庭やひとり親家庭(以下、「ひとり親家庭等」という)に対して、子どもの居場所を運営する団体等が行う、食支援・学習支援・相談活動等の緊急支援活動に対して支援金を交付する。

## 2. 対象となる団体

- ・子ども食堂など子どもの居場所を継続的に提供している団体
- ・ひとり親家庭等への支援を継続的に行っている団体

※本会の実施する子どもの居場所づくりネットワーク交流会に参加・登録している団体。又は申請時に同ネットワークに登録した団体。

※企業等の事業者であっても、上記の団体と協働し、営利目的でない事業を実施する場合は対象となる。

※支援金の交付決定をした団体は、本事業の情報ステーション整備事業に参加し、支援団体ネットワーク会議に出席すること。

## 3. 支援金額(本事業における1団体の上限額)

概ね中学校区域での支援活動	上限15万円
岡山市全域を対象とする支援活動	上限150万円

※補助率 対象経費の10/10以内

※支援対象者延人数×事業費・運営費1,200円(事業費1,000円、運営費200円)と、総事業費のうち対象経費を比較し、少ない方の額を交付する。

※支援金の総交付額は予算額の範囲内とする。

## 4. 対象事業 次の取組のいずれか又は複数の取組を継続的に行う事業

ア 食事の提供	弁当の配布・宅配、又は感染予防を徹底した少数集合型の食堂の実施等
イ 学習支援	訪問・オンラインでの個別支援、又は感染予防を徹底した少数集合型の学習支援
ウ 相談支援	訪問・オンライン等により相談に応じ、必要な支援や行政機関につなぐ取組
エ 体験活動支援	子どもたちの体験不足を補うため、訪問やオンラインでの体験や感染予防を徹底した少数での体験活動の機会提供
オ 食材・生活用品の提供	食材や生活用品の配布や宅配等
カ その他	上記の他、ひとり親家庭等の支援ニーズに応える取り組み

※岡山市内で実施される事業であること。

※「継続的に行う事業」とは、支援期間中2回以上の支援活動を行うものをいう。

※支援金等の現金や商品券等を配布する事業は対象としない。

※地元商店や事業者と連携し、安価で購入した弁当の配布を行う場合も対象となる。

※事業実施日に常駐のスタッフを配置し、事業従事者・支援対象者の安全管理を十分配慮すること。

※弁当等の提供にあたっては、利用者の食物アレルギー対応に配慮するとともに、調理・配達・食事の全工程において食中毒予防に十分配慮すること。

※支援対象者の子どもの様子を見守り、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

※支援対象者から受け取る代金は無料または低廉にとどめること(代金は対象経費から除く)。

※営利を目的とした事業でないこと。

※宗教又は政治活動を目的とした事業でないこと。

※国、地方公共団体から他の補助金の交付を受けた事業でないこと。なお、切山基金活用による緊急支援活動助成金との併用は可能とする。

#### 5. 事業の対象となる支援対象者

・コロナ禍で収入の減少や子どもと家庭の孤立等、困難な状況を増幅させているひとり親家庭等の18歳未満の子どもとその保護者等

・支援対象者の経済状況等は問わない。

※支援対象者には、本人により又は本人の意思を確認の上「おかやま親子応援メール」の登録を行ってもらう。

但し、登録が難しい場合には、緊急支援活動実施団体が聞き取り等を行い、コロナ禍により、現在抱えている困難な状況、必要な支援の内容、今後の見通しなどについて状況の確認を行うこと。

#### 6. 対象経費

事業費	支援対象者に直接提供する食材料費、消耗品費、備品購入費、配達や訪問に要する交通費、アルバイト賃金・ボランティア報償費等 person 費等
運営費	事業実施のための広報費、通信費、印刷製本費、消耗品費、人件費等

#### 7. 事業実施時期

・第1期: 令和2年4月から令和2年9月実施事業

・第2期: 令和2年10月から令和3年2月実施事業

ただし、第1期、第2期を通じての実施も可能とする。

※第1期が原則だが、支援状況を見て、2期以降の募集を行う。

※第1期については、令和2年4月以後既に実施している事業も対象とする。ただし、事業の申請・決定以後も事業を実施すること。

※第2期については、事業の決定以前に実施された事業は対象外とする。

#### 8. 支援金の交付

・支援金は事業完了後、実績報告書の提出後に交付する。

#### 9. 応募方法等

・別紙申請書に必要事項を記入のうえ、本会あてに提出する。

・審査結果は、応募団体へ通知する。

#### 10. 募集期間

・第1期募集: 令和2年7月1日(水)～8月31日(月)必着

・第2期募集: 令和2年9月1日(火)～10月30日(金)必着

#### 11. 事業の報告

本事業の終了後、1か月以内に以下の内容の事業報告書を提出する。

○実施報告書

○支援実績表

○子どもの居場所等の緊急支援活動アンケート